

# 平成 31 年度 水質検査計画



佐野市水道事業

## ■水質検査計画とは

水質検査は、水道水の水質基準に適合し安全であることを保障するために重要であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき、水源の状況、浄水処理方法、配水状況等を踏まえて水質検査計画を策定しました。

水質検査は、水道法第20条第1項で実施が義務付けられています。水質管理の上では水道水の安全性を確保する重要な意味を持ち、適正な実施が求められています。

佐野市水道事業は、この計画に基づいて年間の水質検査を実施いたします。また、実施した水質検査の結果を公表します。

## ■水質検査計画の内容

1	基本方針	・・・・・・・・ P 1
2	水道事業の概要	・・・・・・・・ P 1
3	原水及び水道水（浄水）の水質状況	・・・・・・・・ P 3
4	水質検査地点	・・・・・・・・ P 3
5	水質検査項目及び検査頻度	・・・・・・・・ P 4
6	水質検査の方法	・・・・・・・・ P 5
7	臨時の水質検査	・・・・・・・・ P 6
8	水質検査計画及び結果の公表	・・・・・・・・ P 6
9	水質検査の精度と信頼性保証	・・・・・・・・ P 7
10	関係者との連携	・・・・・・・・ P 7

## ■別表

表 1	水質検査の採水地点〔原水・浄水〕	・・・・・・・・ P 8
表 2	毎日検査の採水地点	・・・・・・・・ P10
表 3	クリプトスポリジウム検査井戸	・・・・・・・・ P11
表 4	水質基準項目 法令に基づく水質検査表〔原水・浄水〕	・・・・・・・・ P12
表 5	水質管理目標設定項目 水質検査表〔原水・浄水〕	・・・・・・・・ P14
表 6	水質管理目標設定項目(農薬類 118 項目) 水質検査表〔原水〕	・・・・・・・・ P15
表 7	毎日検査 水質検査表〔浄水〕	・・・・・・・・ P19
表 8	クリプトスポリジウム指標菌検査表〔原水〕	・・・・・・・・ P19
表 9	クリプトスポリジウム検査表〔原水〕	・・・・・・・・ P19
表 10	水道水中の放射性物質検査表〔浄水〕	・・・・・・・・ P19
表 11	水質検査予定箇所表	・・・・・・・・ P20

# 1 基本方針

## (1) 水質検査概要

水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査、水道水質管理上留意すべき事項として示されている水質管理目標設定項目、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウムに対する指標菌検査及びクリプトスポリジウム等の原虫検査を行います。

検査の頻度は、水道法及び検査する項目のこれまでの検出状況等を考慮して定めます。

## (2) 水道水中の放射性物質検査

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、放射性物質が拡散しました。水道水の安全性を確認するため各浄水場で、定期的に検査を実施します。検査の頻度及び項目は、厚生労働省の「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について(健水発 0404 第3号)」や「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」等に従い、これまでの検出状況等を考慮して定めます。

# 2 水道事業の概要

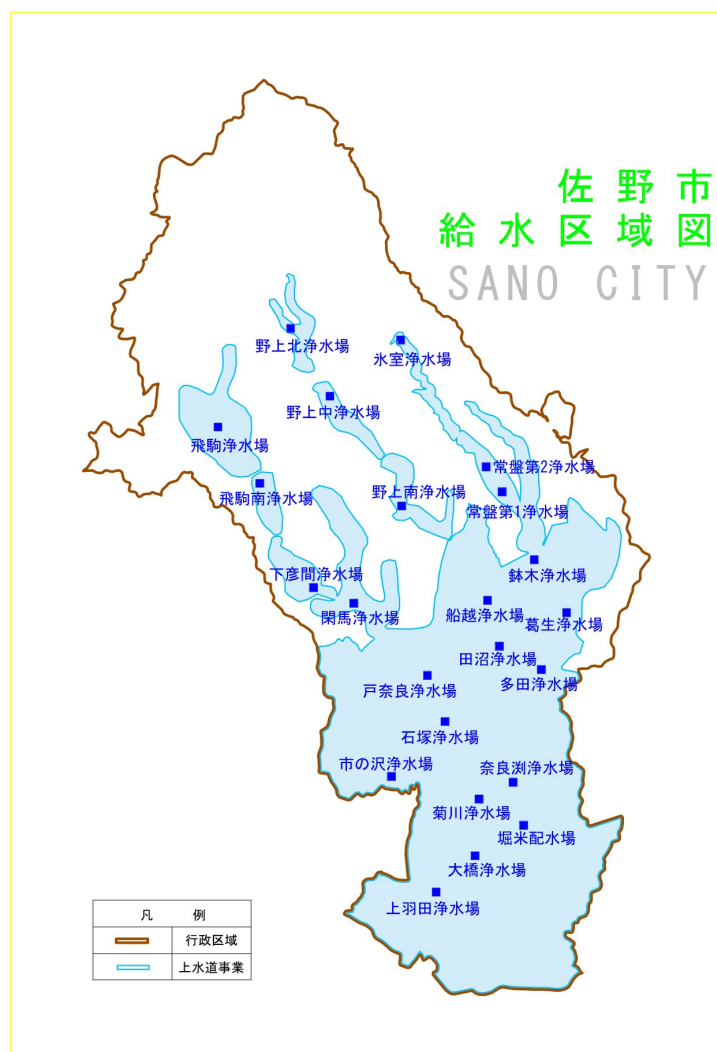
## (1) 給水状況(平成29年度末現在)

- ① 給水区域 佐野市区域内(一部の地域を除く)
- ② 給水人口 118,280人
- ③ 普及率 98.55%
- ④ 1日最大配水量 50,235 m<sup>3</sup>
- ⑤ 1日平均配水量 45,728 m<sup>3</sup>
- ⑥ 総配水量 16,690,991 m<sup>3</sup>

## (2) 浄水場施設の概要(認可値)

名称	所在地	水源の種別	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	浄水処理方法
大橋浄水場	佐野市大橋町	地下水(深井戸・浅井戸)	13,939	紫外線照射処理・塩素消毒
菊川浄水場	佐野市堀米町	地下水(深井戸・浅井戸)	15,337	紫外線照射処理・塩素消毒
石塚浄水場	佐野市石塚町	地下水(深井戸)	4,626	塩素消毒のみ
市の沢浄水場	佐野市赤見町	地下水(深井戸)	1,642	塩素消毒のみ
奈良淵浄水場	佐野市奈良淵町	地下水(深井戸)	1,521	塩素消毒のみ
上羽田浄水場	佐野市上羽田町	地下水(深井戸)	1,685	塩素消毒のみ
田沼浄水場	佐野市戸室町	地下水(深井戸・浅井戸)	4,989	塩素消毒のみ
多田浄水場	佐野市多田町	地下水(深井戸・浅井戸)	3,585	塩素消毒のみ

名称	所在地	水源の種別	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	浄水処理方法
戸奈良浄水場	佐野市戸奈良町	地下水（深井戸）	2,456	塩素消毒のみ
船越浄水場	佐野市船越町	地下水（深井戸）	1,203	塩素消毒のみ
閑馬浄水場	佐野市閑馬町	地下水（深井戸）	1,101	塩素消毒のみ
下彦間浄水場	佐野市下彦間町	地下水（深井戸）	359	塩素消毒のみ
飛駒南浄水場	佐野市飛駒町	地下水（浅井戸）	108	塩素消毒のみ
飛駒浄水場	佐野市飛駒町	地下水（深井戸）	655	塩素消毒のみ
野上南浄水場	佐野市長谷場町	地下水（深井戸）	322	塩素消毒のみ
野上中浄水場	佐野市作原町	地下水（浅井戸）	90	塩素消毒のみ
野上北浄水場	佐野市作原町	地下水（浅井戸）	145	塩素消毒のみ
葛生浄水場	佐野市葛生東	地下水（深井戸）	1,400	塩素消毒のみ
鉢木浄水場	佐野市鉢木町	地下水（深井戸・浅井戸）	2,635	塩素消毒のみ
常盤第1浄水場	佐野市豊代町	地下水（深井戸・浅井戸）	637	塩素消毒のみ
常盤第2浄水場	佐野市牧町	地下水（深井戸・浅井戸）	475	塩素消毒のみ
水室浄水場	佐野市水木町	地下水（浅井戸）	474	塩素消毒のみ



### 3 原水及び水道水（浄水）の水質状況

#### (1) 原水の状況

本市の水源は地下水を使用している。ろ過等の処理を行わずとも水質検査基準に適合した検査結果となっています。クリプトスポリジウム等原虫検査においてクリプトスポリジウム等原虫は検出していませんが、一部の水源においてクリプトスポリジウム指標菌を検出したことがあります。

#### (2) 水道水（浄水）の状況

原水の状況のとおり、水道水（浄水）は水質基準を全て満たしており、安全で良質な水をお届けしております。

### 4 水質検査地点

#### (1) 水道法上義務付けられている検査

水質基準項目検査の検査地点は原水 55 箇所（表 1）、浄水 22 箇所（表 1）です。  
毎日検査の検査地点は 27 箇所（表 2）です。

#### (2) 水質管理上実施する検査

水質管理目標設定項目検査の検査地点は原水 55 箇所（表 1）、浄水 22 箇所（表 1）です。

#### (3) クリプトスポリジウム検査

クリプトスポリジウム指標菌検査の検査地点は原水 55 箇所（表 1）です。

クリプトスポリジウム・ジアルジア原虫検査の検査地点は原水 29 箇所（表 3）です。

（表 1 の原水 55 箇所の内、過去にクリプトスポリジウム指標菌が検出された水源について、クリプトスポリジウム・ジアルジアの原虫検査を行います。また新たに指標菌が検出された水源については随時原虫検査を実施致します。）

#### (4) 水道水中の放射性物質検査（放射性セシウム 134 及び 137）

水道水中の放射性物質検査の検査地点は浄水 22 箇所（表 1）です。

## 5 水質検査項目及び検査頻度

### (1) 水道法上義務付けられている検査

水質基準項目検査は原水 39 項目(表 4)、浄水 51 項目(表 4)です。

検査頻度は原水 39 項目が年 1 回(表 4)です。浄水の内 12 項目が年 12 回(表 4)で、39 項目が年 4 回(表 4)です。

毎日検査は 3 項目(表 7)です。

### (2) 水質管理上実施する検査

水質管理目標設定項目検査の原水は 19 項目(表 5)、農薬類 118 項目(表 6)、浄水は 4 項目(表 5)です。検査頻度はそれぞれ年 1 回です。

### (3) クリプトスポリジウム検査

クリプトスポリジウム指標菌検査は 2 項目(表 8)です。検査頻度は年 12 回です(表 8)。

クリプトスポリジウム・ジアルジア原虫検査は 2 項目(表 9)です。検査頻度は年 4 回(表 9)です。

### (4) 水道水(浄水)中の放射性物質検査(放射性セシウム 134 及び 137)

水道水(浄水)中の放射性物質検査(放射性セシウム 134 及び 137)は 2 項目(表 10)です。検査頻度は年 4 回(表 10)です。

それぞれの項目の詳細に関しては、水道局 HP「水質基準項目の説明」をご参照下さい。

## 6 水質検査の方法

- (1) 水質基準項目等の検査は佐野市及び厚生労働省に登録する水質検査機関に委託して行います。検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)」）に従って行います。  
なお、その他の項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。
- (2) 緊急時の水質検査についても水質検査機関への委託によって行います。
- (3) 水質基準項目等の検査の水質検査機関への委託範囲
  - ① 委託する検査項目、頻度  
毎日検査を除く、本水質検査計画「5 水質検査項目及び検査頻度」に記載してある水質検査項目、検査頻度で行う水質検査について、水質検査機関へ委託します。
  - ② 試料の採取及び運搬方法  
水質検査を委託する水質検査機関へ、試料の採取も合わせて委託しますので、受託した水質検査機関は、試料の採取後速やかに車両にて受託した水質検査機関の検査施設へ運搬します。  
試料の採取及び運搬については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に従って行います。
  - ③ 臨時の水質検査の取り扱い  
本水質検査計画「7 臨時の水質検査」に該当する事例が発生した場合、本水道事業の指示により、定期に行う水質検査を受託した水質検査機関が臨時の水質検査を行います。
- (4) 委託した検査の実施状況の確認方法  
水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証の取得やこれに類する取組状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査を実施し、委託した検査の実施状況の確認を行います。
- (5) 毎日検査については、個人の方へ委託して行います。
- (6) 水道水中の放射性物質検査については、佐野市及び厚生労働省に登録し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて検査することができる検査機関に委託して行います。検査方法は厚生労働省が取りまとめた「水道水中の放射能測定マニュアル」に従って行います。

## 7 臨時の水質検査

### (1) 水質基準項目検査等

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

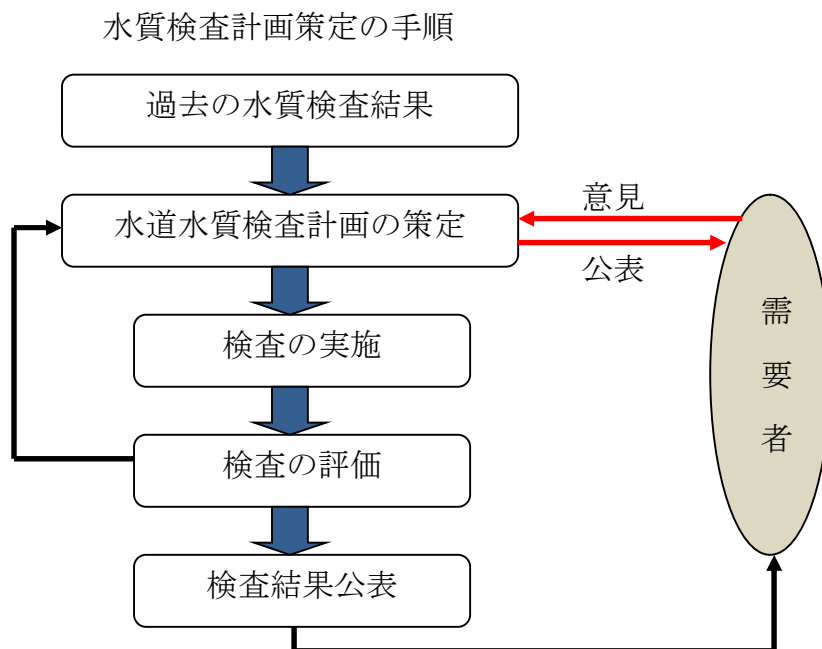
- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

### (2) 水道水中の放射性物質検査

- ① 検査結果に異常が認められたとき
- ② 再度、大量の放射性物質漏洩事故があったとき

## 8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、インターネット等で公表します。その計画に基づき水質検査を行い、その結果は定期的に公表します。





## 9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い厚生労働省登録の検査機関に委託します。

### (1) 水質検査の精度管理

委託する厚生労働省登録の検査機関では、水質検査項目について、年に一度以上及び検査担当者の変更があるごとに内部精度管理を実施しております。

### (2) 信頼性保証

委託する厚生労働省登録の検査機関では、測定のばらつきをなくすため、分析機器ごとに測定手順書を整えて精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。さらに、毎年、国及び県で行う精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めています。

### (3) 水道水中の放射性物質検査

原則として検出限界値の目標値 1Bq/kg として、検査を行います。

## 10 関係者との連携

水道水の安全性を確保していくため、河川管理者、他の水利権者、県や他市の水道事業関連部局との連携、情報交換を図り、水質の動向に注視しております。

表 1. 水質検査の採水地点〔原水・浄水〕

配水系統		原水		浄水
大橋浄水場系統	1	大橋 2 号井	1	犬伏地区公民館 給水栓
	2	大橋 3 号井		
	3	大橋 4 号井		
	4	上川原 1 号井(※1)		
	5	上川原 2 号井		
菊川浄水場系統	6	菊川 1 号井	2	七軒町公民館 給水栓
	7	菊川 2 号井		
	8	菊川 3 号井		
	9	菊川 4 号井		
	10	菊川 5 号井		
		上川原 1 号井(※1)		
	11	上川原 3 号井		
	12	小中 1 号井		
石塚浄水場系統	13	小中 2 号井	3	旗川地区公民館 給水栓
	14	石塚 1 号井		
	15	石塚 2 号井		
	16	石塚 3 号井		
奈良渕浄水場系統	17	石塚 4 号井	4	田之入町 個人宅の給水栓
	18	奈良渕 1 号井		
	19	奈良渕 3 号井		
市の沢浄水場系統	20	奈良渕 4 号井	5	赤見地区公民館 給水栓
	21	小中 3 号井		
上羽田浄水場系統	22	小中 4 号井	6	吾妻地区公民館給水栓
	23	上羽田 1 号井		

※ 1 : 水源となる井戸は同一のものですが、取水ポンプが別になっており、大橋浄水場と菊川浄水場に原水を供給しています。水質検査は 1 箇所として扱い、採水しています。

配水系統		原水		浄水
田沼浄水場系統	24	田沼北1号井	7	小見町 個人宅の給水栓
	25	田沼北2号井		
	26	田沼北3号井		
	27	田沼北4号井		
	28	田沼西水源井		
多田浄水場系統	29	多田2号井	8	南小見集会所 給水栓
	30	多田3号井		
	31	多田4号井		
	32	多田5号井		
戸奈良浄水場系統	33	戸奈良2号井	9	山形町 個人宅の給水栓
	34	戸奈良3号井		
	35	戸奈良4号井		
船越浄水場系統	36	船越水源井	10	戸室町 個人宅の給水栓
閑馬浄水場系統	37	閑馬1号井	11	ふれあい館梅園の里 給水栓
	38	閑馬2号井		
下彦間浄水場系統	39	下彦間水源井	12	下彦間農村公園給水栓
飛駒南浄水場系統	40	飛駒南水源井	13	飛駒町 個人宅の給水栓
飛駒浄水場系統	41	飛駒2号井	14	飛駒町 個人宅の給水栓
	42	飛駒3号井		
野上南浄水場系統	43	野上南水源井	15	御神楽農村公園給水栓
野上中浄水場系統	44	野上中水源井	16	白岩農村公園
野上北浄水場系統	45	野上北水源井	17	作原町 個人宅の給水栓
葛生浄水場系統	46	葛生2号井	18	中町 個人宅の給水栓
	47	葛生3号井		
鉢木浄水場系統	48	鉢木1号井	19	会沢町 個人宅の給水栓
	49	鉢木2号井		
常盤第1浄水場系統	50	常盤1号井	20	牧町 個人宅の給水栓
	51	常盤4号井		
常盤第2浄水場系統	52	常盤2号井	21	仙波町 個人宅の給水栓
	53	常盤5号井		
氷室浄水場系統	54	氷室1号井	22	柿平公民館給水栓
	55	氷室2号井		

表 2. 毎日検査の採水地点

配水系統		浄水（3項目）
大橋浄水場系統	1	伊保内町 個人宅の給水栓
	2	鏡塚町 個人宅の給水栓
菊川浄水場系統	3	金屋仲町 個人宅の給水栓
石塚浄水場系統	4	小中町 個人宅の給水栓
	5	寺久保町 個人宅の給水栓
奈良渕浄水場系統	6	田之入町 個人宅の給水栓
市の沢浄水場系統	7	赤見町 個人宅の給水栓
上羽田浄水場系統	8	上羽田町 個人宅の給水栓
田沼浄水場系統	9	吉水町 個人宅の給水栓
多田浄水場系統	10	新吉水町 個人宅の給水栓
	11	多田町 個人宅の給水栓
戸奈良浄水場系統	12	戸奈良町 個人宅の給水栓
船越浄水場系統	13	船越町 個人宅の給水栓
閑馬浄水場系統	14	梅園町 個人宅の給水栓
	15	閑馬町 個人宅の給水栓
下彦間浄水場系統	16	下彦間町 個人宅の給水栓
飛駒南浄水場系統	17	飛駒町 個人宅の給水栓
飛駒浄水場系統	18	飛駒町 個人宅の給水栓
野上南浄水場系統	19	長谷場町 個人宅の給水栓
野上中浄水場系統	20	白岩町 個人宅の給水栓
野上北浄水場系統	21	作原町 個人宅の給水栓
葛生浄水場系統	22	中町 個人宅の給水栓
鉢木浄水場系統	23	豊代町 個人宅の給水栓
	24	会沢町 個人宅の給水栓
常盤第1浄水場系統	25	牧町 個人宅の給水栓
常盤第2浄水場系統	26	仙波町 個人宅の給水栓
氷室浄水場系統	27	柿平町 個人宅の給水栓

表3. クリプトスポリジウム検査井戸

配水系統		井戸
大橋浄水場系統	1	大橋2号井
	2	上川原1号井
	3	上川原2号井
菊川浄水場系統	4	小中1号井
	5	小中2号井
	6	菊川1号井
	7	菊川2号井
	8	菊川3号井
石塚浄水場系統	9	石塚1号井
	10	石塚2号井
	11	石塚3号井
	12	石塚4号井
奈良渕浄水場系統	13	奈良渕1号井
	14	奈良渕3号井
	15	奈良渕4号井
田沼浄水場系統	16	田沼北水源1号井
	17	田沼北水源2号井
	18	田沼西水源井
多田浄水場系統	19	多田第1水源井
	20	多田第2水源井
	21	多田第3水源井
	22	多田第4水源井
閑馬浄水場系統	23	閑馬第1水源井
飛駒南浄水場系統	24	飛駒南水源井
飛駒浄水場系統	25	飛駒3号井
野上中浄水場系統	26	野上中水源井
常盤第1浄水場系統	27	常盤第1水源1号井
	28	常盤第1水源4号井
氷室浄水場系統	29	氷室1号井

※ クリプトスポリジウム指標菌検査にて指標菌が検出された場合、検査井戸に追加します。

表 4. 水質基準項目 法令に基づく水質検査表〔原水・浄水〕

区分	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度		検査頻度		
			No.	原水(回/年)	No.	浄水(回/年)	
健康に関する項目							
病原生物の 代替指標	1	一般細菌	集落数 100 個/mL 以下	1	1	1	12
	2	大腸菌	検出されないこと	2	1	2	12
重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	3	1	3	4
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	4	1	4	4
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下	5	1	5	4
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下	6	1	6	4
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	7	1	7	4
	8	六価クロム化合物	0.05 以下	8	1	8	4
無機物質	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	9	1	9	4
	10	シアン化物イオン及び 塩化シアン	0.01 以下	10	1	10	4
	11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10 以下	11	1	11	4
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	12	1	12	4
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	13	1	13	4
有機物質	14	四塩化炭素	0.002 以下	14	1	14	4
	15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	15	1	15	4
	16	シス-1,2-ジクロロエチ レン及びトランス-1,2-ジ クロロエチレン	0.04 以下	16	1	16	4
	17	ジクロロメタン	0.02 以下	17	1	17	4
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	18	1	18	4
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下	19	1	19	4
	20	ベンゼン	0.01 以下	20	1	20	4
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下	-	-	21	4
	22	クロロ酢酸	0.02 以下	-	-	22	4
	23	クロロホルム	0.06 以下	-	-	23	4
	24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	-	-	24	4
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	-	-	25	4
	26	臭素酸	0.01 以下	-	-	26	4
	27	総トリハロメタン	0.1 以下	-	-	27	4
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	-	-	28	4

区分	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度		検査頻度		
			No.	原水(回/年)	No.	浄水(回/年)	
消毒副生成物	29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	-	-	29	4
	30	ブromoホルム	0.09 以下	-	-	30	4
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	-	-	31	4
水道水が有すべき性状に関する項目							
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	21	1	32	4
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	22	1	33	4
	34	鉄及びその化合物	0.3 以下	23	1	34	4
	35	銅及びその化合物	1.0 以下	24	1	35	4
味	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	25	1	36	4
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	26	1	37	12
味	38	塩化物イオン	200 以下	27	1	38	4
	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	28	1	39	4
	40	蒸発残留物	500 以下	29	1	40	4
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	30	1	41	12
カビ臭	42	ジェオスミン	0.00001 以下	31	1	42	12
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	32	1	43	4
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	33	1	44	4
臭い	45	フェノール類	0.005 以下	34	1	45	12
味	46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	35	1	46	12
基礎的性状	47	pH 値	pH5.8~8.6	36	1	47	12
	48	味	異常でない	-	-	48	12
	49	臭気	異常でない	37	1	49	12
	50	色度	5 度以下	38	1	50	12
	51	濁度	2 度以下	39	1	51	12

※ 総トリハロメタンは、クロホルム、ジブromokロロメタン、ブromोजiクロロメタン、ブromohホルムそれぞれの濃度の総和です。

表 5. 水質管理目標設定項目 水質検査表〔原水・浄水〕

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度(原水)		検査頻度(浄水)	
			No.	(回/年)	No.	(回/年)
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	1	1	-	-
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下 (暫定)	2	1	-	-
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	-	-	1	1
4	欠番		-	-	-	-
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	3	1	-	-
6	欠番		-	-	-	-
7	欠番		-	-	-	-
8	トルエン	0.4 以下	4	1	-	-
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 以下	5	1	-	-
10	亜塩素酸	0.6 以下	省略(※1)		省略(※1)	
11	欠番		-	-	-	-
12	二酸化塩素	0.6 以下	省略(※1)		省略(※1)	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下 (暫定)	-	-	2	1
14	抱水クロラール	0.02 以下 (暫定)	-	-	3	1
15	農薬類(表 6 に詳細を記載)	検出値/目標値の和が 1 以下	-	-	-	-
16	残留塩素	1 以下	-	-	4	1
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 以上 100 以下	6	1	-	-
18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	7	1	-	-
19	遊離炭酸	20 以下	8	1	-	-
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	9	1	-	-
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 以下	10	1	-	-
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	11	1	-	-
23	臭気強度 (TON)	3 以下	12	1	-	-
24	蒸発残留物	30 以上 200 以下	13	1	-	-
25	濁度	1 度以下	14	1	-	-
26	pH 値	pH7.5 程度	15	1	-	-
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし極力 0 に近づける	16	1	-	-
28	従属栄養細菌	集落数 2000 個/mL 以下 (暫定)	17	1	-	-
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	18	1	-	-
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	19	1	-	-

※1：二酸化塩素酸を使用していないため検査を省略します。



表 6. 水質管理目標設定項目(農薬類 118 項目) 水質検査表〔原水〕

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	1
2	2,2-DPA (ダラポン)	0.08	1
3	2,4-D (2,4-PA)	0.02	1
4	EPN	0.004	1
5	MCPA	0.005	1
6	アシュラム	0.9	1
7	アセフェート	0.006	1
8	アトラジン	0.01	1
9	アニロホス	0.003	1
10	アミトラズ	0.006	1
11	アラクロール	0.03	1
12	イソキサチオン	0.005	1
13	イソフェンホス	0.001	1
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	1
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	1
16	イプロベンホス (IBP)	0.09	1
17	イミノクタジン	0.006	1
18	インダノファン	0.009	1
19	エスプロカルブ	0.03	1
20	エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)	0.006	1
21	エトフェンプロックス	0.08	1
22	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	1
23	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01	1
24	オキサジクロメホン	0.02	1
25	オキシ銅 (有機銅)	0.03	1
26	オリサストロビン	0.1	1
27	カズサホス	0.0006	1
28	カフェンストロール	0.008	1
29	カルタップ	0.3	1
30	カルバリル (NAC)	0.05	1
31	カルプロパミド	0.04	1
32	カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	0.005	1
33	キノクラミン (ACN)	0.005	1
34	キャプタン	0.3	1

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
35	クミルロン	0.03	1
36	グリホサート	2	1
37	グルホシネート	0.02	1
38	クロメプロップ	0.02	1
39	クロロニトロフェン (CNP)	0.0001	1
40	クロルピリホス	0.003	1
41	クロロタロニル (TPN)	0.05	1
42	シアナジン	0.001	1
43	シアノホス (CYAP)	0.003	1
44	ジウロン (DCMU)	0.02	1
45	ジクロベニル (DBN)	0.03	1
46	ジクロロボス (DDVP)	0.008	1
47	ジクワット	0.005	1
48	ジスルホトン (イソオクトン)	0.004	1
49	ジチオカルバメート系農薬	0.005	1
50	ジチオピル	0.009	1
51	シハロホップブチル	0.006	1
52	シマジン (CAT)	0.003	1
53	ジメタメトリン	0.02	1
54	ジメトエート	0.05	1
55	シメトリン	0.03	1
56	ダイアジノン	0.003	1
57	ダイムロン	0.8	1
58	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01	1
59	チアジニル	0.1	1
60	チウラム	0.02	1
61	チオジカルブ	0.08	1
62	チオファネートメチル	0.3	1
63	チオベンカルブ	0.02	1
64	テフリルトリオン	0.002	1
65	テルブカルブ (MBPMC)	0.02	1
66	トリクロピル	0.006	1
67	トリクロルホン (DEP)	0.005	1
68	トリシクラゾール	0.1	1
69	トリフルラリン	0.06	1
70	ナプロパミド	0.03	1

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
71	パラコート	0.005	1
72	ピペロホス	0.0009	1
73	ピラクロニル	0.01	1
74	ピラゾキシフェン	0.004	1
75	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02	1
76	ピリダフェンチオン	0.002	1
77	ピリブチカルブ	0.02	1
78	ピロキロン	0.05	1
79	フィプロニル	0.0005	1
80	フェニトロチオン (MEP)	0.01	1
81	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	1
82	フェリムゾン	0.05	1
83	フェンチオン (MPP)	0.006	1
84	フェントエート (PAP)	0.007	1
85	フェントラザミド	0.01	1
86	フサライド	0.1	1
87	ブタクロール	0.03	1
88	ブタミホス	0.02	1
89	ブプロフェジン	0.02	1
90	フルアジナム	0.03	1
91	プレチラクロール	0.05	1
92	プロシミドン	0.09	1
93	プロチオホス	0.004	1
94	プロピコナゾール	0.05	1
95	プロピザミド	0.05	1
96	プロベナゾール	0.05	1
97	ブロモブチド	0.1	1
98	ベノミル	0.02	1
99	ペンシクロン	0.1	1
100	ベンゾビスクロン	0.09	1
101	ベンゾフェナップ	0.005	1
102	ベンタゾン	0.2	1
103	ペンディメタリン	0.3	1
104	ベンフラカルブ	0.04	1
105	ベンフルラリン (バスロジン)	0.01	1
106	ベンフレセート	0.07	1

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
107	ホスチアゼート	0.003	1
108	マラチオン (マラソン)	0.7	1
109	メコプロップ (MCP)	0.05	1
110	メソミル	0.03	1
111	メタラキシル	0.06	1
112	メチダチオン (DMTP)	0.004	1
113	メチルダイムロン	0.03	1
114	メトミノストロビン	0.04	1
115	メトリブジン	0.03	1
116	メフェナセット	0.02	1
117	メプロニル	0.1	1
118	モリネート	0.005	1

※農薬類の検査項目については、国及び県の指導に基づき行います。

表 7. 毎日検査 水質検査表〔浄水〕

	項目	評価	検査頻度 浄水(回/日)
1	色	異常なし	1
2	濁り	異常なし	1
3	遊離残留塩素	0.1mg/L以上	1

クリプトスポリジウム検査

表 8. クリプトスポリジウム指標菌検査表〔原水〕

	項目	目標値	検査頻度 原水(回/年)
1	大腸菌	未検出	12
2	嫌気性芽胞菌	未検出	12

表 9. クリプトスポリジウム検査表〔原水〕

	項目	目標値	検査頻度 原水(回/年)
1	クリプトスポリジウム	未検出	4
2	ジアルジア	未検出	4

表 10. 水道水中の放射性物質検査表〔浄水〕

	項目	基準値	検査頻度 浄水(回/年)
1	放射性セシウム 134	合計 10Bq/kg 以下	4
2	放射性セシウム 137		4

表 11 平成 31 年度 水質検査予定箇所表

項目 月	浄水			原水				
	水質基準項目 (12 項目)	水質基準項目 (39 項目)	水質管理目標設定 項目 (4 項目)	水質基準項目 (39 項目)	水質管理目標設 定項目 (19 項目)	水質管理目標設 定項目 (農薬 118 項目)	クリプトスポリジウム指 標菌 (2 項目)	クリプトスポリジウム (2 項目)
4	22						55	
5	22	22					55	29
6	22						55	
7	22		22		55	55	55	
8	22	22		55			55	29
9	22						55	
10	22						55	
11	22	22					55	29
12	22						55	
1	22						55	
2	22	22					55	29
3	22						55	